

「無利息普通預金（決済用預金）」の取扱開始について

北海道銀行では、平成 17 年 4 月 1 日のペイオフ全面解禁以降も預金保険制度により全額保護対象となる「決済用預金（注）」として、平成 16 年 11 月 15 日より「無利息普通預金」の取扱を開始いたします。

なお、当行取扱商品では、今回お知らせする「無利息普通預金」のほか、「当座預金」も「決済用預金」に該当します。

（注）「決済用預金」とは以下の 3 条件をすべて満たす預金です。

- (1) 要求払い預金であること。（随時払戻し手続きができること）
- (2) 決済サービスを提供できること。（口座振替など決済サービスをご利用できること）
- (3) 無利息であること。

1. 「無利息普通預金」の商品内容

「利息が付かない（無利息）」という点を除き、基本的な商品内容は従来からご利用いただいております普通預金と同じです。

商品名	「無利息普通預金」
お申し込みいただける方	個人、法人、地方公共団体ほか
預入金額・単位	1 円以上、1 円単位
払戻方法	随時払戻し手続きができます
お利息	無利息
決済サービス	給与・年金のお受け取りや公共料金の自動振替など、各種決済サービスをご利用いただけます。
取扱店	全 店

2. お申し込み手続など

(1) 既存の普通預金から「無利息普通預金」への切替

現在ご利用の普通預金を切替えていただくことで、「無利息普通預金」としてお使いいただけます。なお、切替の際は所定の依頼書によりお申し込みいただきます。

切替までの普通預金のお利息は、次回の普通預金の利息決算日（2 月または 8 月の当行所定の日）にお口座に入金いたします。

総合口座をご利用いただいている場合は、普通預金部分のみが決済用預金となります。定期預金や貸越にかかるお利息のお取扱いに変更はございません。

預金種類（普通預金）や口座番号の変更はございませんので、現在ご利用いただいております決済サービス（給与・年金のお受け取り、公共料金などの自動振替、F B サービスなど）は、引き続きご利用いただけます。また、お通帳・キャッシュカードも引き続きご利用いただけます。

普通預金通帳の表紙には、「無利息普通預金」と表示させていただきます。

(2) 新たに「無利息普通預金」のお口座を開設することもできます。

(3) 「無利息普通預金」のお申し込み手続は、平成 16 年 11 月 15 日(月)より当行全店で承ります。

ご不明な点がございましたら窓口までお問い合わせ願います。

<平成 17 年 4 月からの預金保険対象商品と保護の範囲>

商品の種類		期 間	~平成 17 年 3 月	平成 17 年 4 月~
預 金 保 険 の 対 象 商 品	当座預金	全額保護	全額保護	全額保護
	別段預金 (*1)			
	(北海道銀行の) 「無利息普通預金」			
	普通預金	全額保護		
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド 等	合算して元本 1,000 万円までとその利息等 (*2)を保護 〔 1,000 万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて 支払われます。(一部カットされることがあります。) 〕		
対 象 と 商 品 な ら	外貨預金 譲渡性預金 ヒット 等	保護対象外 〔 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。) 〕		

(*1) 別段預金とは、振込資金等の一時的な管理を行うための預金であり、平成 17 年 4 月以降も「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の要件を有するもの、特定決済債務に該当するものは全額保護対象となります。

(*2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も同様保護されます。

当行と北陸銀行は平成 16 年 9 月 1 日付で「ほくほくフィナンシャルグループ」として経営統合しておりますが、預金保険の保護対象は「1 金融機関につき 1 預金者あたり元本 1,000 万円までとその利息等」であり、北陸銀行の預金は、当行の預金とは別に元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。